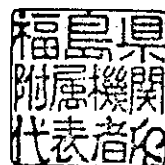




2 2 森 審 第 7 号
平成22年 7月12日

福島県知事 様

福島県森林審議会長



平成23年度以降の森林環境税の在り方について（答申）

平成22年2月9日付け21森第5187号で諮問ありましたこのことについては、審議の結果、別紙「平成23年度以降の森林環境税の在り方について」のとおり答申します。

平成23年度以降の森林環境税の
在り方について

－ 答申 －

平成22年7月

福島県森林審議会

目 次

第1 森林・林業の現状と課題	1
1 福島県の森林・林業の現状	1
2 福島県の森林・林業の課題	1
(1) 森林・林業を支える農山村の活性化	
(2) 地球温暖化防止への対応	
第2 森林環境税を財源とした既存施策の検証と評価	3
第3 低炭素・循環型社会の実現にふさわしい次期対策の考え方	6
1 森林環境の保全	6
(1) 森林環境の適正な保全	6
(2) 森林資源の活用による低炭素社会づくり	7
(3) 市町村が行う森林づくり等の推進	7
2 森林を全ての県民で守り育てる意識の醸成	7
(1) 県民参画の推進	7
(2) ふくしまの森林文化の継承	7
(3) 森林環境の調査研究	7
図 低炭素・循環型社会の実現にふさわしい次期対策の考え方	8
第4 森林環境税による次期施策の提案	9
1 実施期間	9
2 施策の内容及び事業規模	9
表 施策の内容及び事業規模	11
(参考)	13

はじめに

森林は、木材やきのこ、木炭に代表される林産物などの直接的な生産をはじめ、水源のかん養や土砂災害の防止、さらには快適な環境形成など各種の多面的かつ、公益的な機能を有しており、私たちは、古来からこれらの森林の恵みによって物質的にも精神的にも、さらには文化的にも豊かな生活を享受してきた。こうした人と森林との関わりは、健全な姿で未来の世代に引き継ぐことが求められている。このため、福島県では、県民の理解と協力のもと平成18年度から森林環境税を導入し、県民一人ひとりが参画する健全な森林づくりをテーマに、森林の持つ公益的機能の低下を防止するための間伐や木材の利用促進などを通じた森林環境の適正な保全と、森林を守り育てる県民意識の醸成に取り組んできている。

しかし、農山村地域では、木材価格の低迷や住民の地区外流出に歯止めが掛からず、林業生産活動の停滞により、依然として次代に引き継ぐべき森林環境の適正な保全に支障をきたしている。

また、近年の地球温暖化の深刻化によって、自然環境の保全や食料生産にも悪影響を与えることが予測されており、地球温暖化防止に向けて、二酸化炭素を吸収する森林の整備促進や炭素を固定している木材の木造住宅への利用、及び化石燃料に代わる再生可能なエネルギーとしての木質バイオマスの有効活用など、新たな課題への対応が求められている。

こうした状況のもと、平成22年2月9日、本審議会が福島県知事から諮問された「平成23年度以降の森林環境税の在り方」についてとりまとめ、答申を行うものである。

第1 森林・林業の現状と課題

1 福島県の森林・林業の現状

本県の森林は県土の71パーセントを占める97万2千haで、このうち約58パーセントにあたる56万3千haは民有林で占められている。これらの森林はこれまで、農山村地域の住民などの林業生産活動によって支えられ、木材資源の循環利用や森林と共存した暮らしを通じて、持続的に維持管理され、良質な木材を供給するとともに、民有林では20万haに及ぶスギ、ヒノキ等の人工林の整備が行われ、また、一方では豊かな生態系や景観が保全され、併せて県土の保全、水源のかん養、二酸化炭素の吸収など多様な公益的機能が発揮されてきた。

しかし近年、農山村地域は、過疎化や高齢化が進行するなかでかつての活力を失いつつあり、さらには木材価格の低迷等による林業採算性の悪化などに伴う林業離れの結果、森林所有者の自らの努力のみでは十分な管理が行き届かない状況となった。

このため、本審議会の提言を受け、県によって平成18年度から森林環境税が導入され、水源区域の森林整備や木材利用のための支援、森林をすべての県民で支える県民意識の醸成などが行われてきたところである。

2 福島県の森林・林業の課題

(1) 森林・林業を支える農山村の活性化

農山村地域では、依然として木材価格の低迷や住民の地区外流出に歯止めが掛からず、過疎化、高齢化の進行等によって山離れが加速し、森林と人との絆や豊かな森林を通じた人と人との絆が失われるなかで、かつての活力が衰えつつある。また、林業生産活動の停滞により循環的な森林施業が滞り、里山を含む森林環境の保全にも支障をきたしているほか、昭和25年頃から積極的に造林してきた人工林の林齢構成は、9齢級(41～45年生)の割合が最も高く、木材価格の低迷等により利用が進まず森林の若返りが図られないため、若齢級ほど面積が少ない構成となっており、本県の持続的な森林資源の確保と水源かん養等の公益的機能の発揮が危ぶまれる状況が続いている。

こうした状況を打開するためには、「県民一人ひとりの参画」によって、森林の持続的管理と木材生産活動の活性化を支援することが必要である。

さらに、私たちは、森林の恵みを有効に利用する考え方とそのための知恵や技術、時には信仰など心の領域にも及ぶ「森林文化」を育み、また、生活工芸品や漆器などを利用する「木の文化」を受け継いできた。こうした文化は、自然との共生に欠かすことのできない貴重な文化として再認識し、次の世代へ引き継いでいく必要がある。

(2) 地球温暖化防止への対応

地球温暖化の深刻化は、自然環境の保全や食料生産にも悪影響を与えることが予測されており、地球温暖化防止に向けて、森林による二酸化炭素吸収量の確保が必要となっているが、人工林を中心に十分な手入れが行き届かず成長が阻害され、二酸化炭素の吸収機能が十分に発揮されないおそれのある森林が依然として増加しつつある。また、二酸

化炭素を排出する化石燃料に代わるエネルギーとして林地残材などの木質バイオマスの有効活用を進めるほか、京都議定書の第二約束期間のテーマと考えられている木材の利用による二酸化炭素の固定化の取り組みとして、炭素を固定する木造住宅への木材の積極的な利用を促進する必要がある。一方、地球温暖化などへの関心の高まりから新たに森林づくりを行う企業や団体等が増えつつある。

二酸化炭素吸収源としての森林整備や木材の活用による「低炭素社会づくり」に県民や企業、団体等が一丸となって取り組めるような運動を展開していく必要がある。

これらを整理したものが次表であり、現状のまま推移すれば下表のような影響が懸念される。

森林・林業の現状と課題	
・ 農山村の過疎化、高齢化	⇒ 農山村地域の疲弊
・ 森林管理放棄と手入れ不足	⇒ 水源かん養等公益的機能低下の懸念
・ 手入れ等の技術の専門性(困難性)	⇒ 森林ボランティア等の継続的な活動と高度な林業技術修練の限界
・ 林業採算性の悪化に伴う林業離れ	⇒ 森林資源の循環利用の停滞
・ 生活様式の大きな変化	⇒ 森林と人との絆の喪失
・ 森林資源の偏り	⇒ 二酸化炭素吸収能力の低下
・ 間伐材等の未利用	⇒ 間伐等未整備森林の増加



懸念される森林の荒廃と県民生活への影響
・ 地球温暖化の深刻化
・ 土砂災害による危険性増大
・ 森林土壌の悪化による水源かん養機能の低下
・ 良質な県産木材資源の減少、枯渇
・ 生物多様性の喪失
・ 森林文化・木の文化の衰退、技術継承の断絶
・ 森林の世代更新の困難化
・ 不法投棄等による水質汚染

第2 森林環境税を財源とした既存施策の検証と評価 (平成18～22年度)

本県では、平成18年度から森林環境税条例を施行し、水源のかん養、県土の保全等県民福祉の向上に資する森林の有する公益的機能の重要性にかんがみ、森林環境の保全及び森林をすべての県民で守り育てる意識の醸成に関する施策に要する経費の財源を確保して、各種施策が実施されている。

森林環境税によるこれまでの施策の検証と評価は次のとおりである。

1 森林環境の適正な保全

県民の飲み水に結びついている公益的機能の高い「水源区域」の森林について、県営による間伐に取り組んでいる。この結果、平成21年度までに5カ年計画9,000haに対し6,878ha(76%)の間伐が実施されている。このほかに、補助事業の活用により4,566haの間伐が実施された。

一方、森林情報を管理する森林資源情報システムが整備され、電子地図を活用した森林情報をインターネットを通じ県民等に発信する「ふくしま森まっぷ」の運用が開始された。



間伐前の状況(下郷町)



間伐後の状況

【評価】間伐が行われた森林は、林内の光環境が改善され明るさを取り戻したほか、下層植生が徐々に回復するなど、健全な状態となり水源かん養機能の向上が図られた。

森林情報のシステム化は、民有林の資源管理や森林整備計画の策定、県民への情報提供に活用されている。

2 森林資源の利用促進

間伐材の利用を促進するため、間伐材の搬出に必要な林内作業路等路網の整備と原木市場等への間伐材の運搬支援が行われた。作業路は178,988mが整備され、間伐材の搬出支援では91,777m³の材が搬出された。

間伐材利用では、県有施設の木質化が4施設で行われたほか、「ほっとスペース」として31施設の公共施設等で間伐材製品の展示利用が行われた。また、間伐材や製材端材を木質バイオマスとして循環利用するため、ペレットストーブの導入が推進された。



間伐材運搬状況（田村市）



作業路整備（田村市）

【評価】 林内作業路等路網の整備支援や運搬支援により、これまで林地に残すことの多かった間伐材が有効に利用されている。また、県民に身近な公共施設等で、間伐材製品が展示利用されたことにより、安らぎの場が創出されるとともに、間伐材利用についての県民の理解促進が図られた。さらに、化石燃料に代わる環境に優しい暖房器具としてペレットストーブの普及が図られ、木質バイオマス利用についての県民理解が促進された。

3 県民参画の推進

(1) 森林環境学習の推進

県民参画の森林づくりを推進するため、県内各地で森林環境ゼミナールが開催された。また、森林環境学習のためのフィールドが8カ所整備され、森林の働きなどを学ぶ場として活用された。さらに、森林ボランティアサポートセンターが県民の森(大玉村)に設置され、森林づくりやボランティア団体の活動支援が行われるとともに、企業の森林づくりの参加促進が図られた。加えて、県立学校において、地域と連携し体験的な森林環境学習が行われた。



森林環境ゼミナール(猪苗代町)



森林ボランティア活動(南相馬市)

【評価】 森林環境ゼミナール参加者は1,836名を数えるなど、森林を全ての県民で守り育てる意識を醸成するための活動への参加者は増加傾向にあり、森林の役割や重要性への県民理解が促進されている。また、サポートセンターの設置により森林ボランティア活動の環境が整備されたこと等により、森林ボランティア参加が促進された。県立学校9校では、体験的な森林環境学習の実施により、生徒の森林環境への理解促進や地域と学校の結びつきを深めることに貢献している。

(2) もりの案内人等の指導者養成

一般県民や教員等を対象にもりの案内人や森林環境学習の指導者、森林ボランティア団体で活動するリーダーを養成した。

【評価】もりの案内人(平成18年度以降118人)や森林づくり指導者(111人)などが、県内各地で児童生徒や一般県民を対象とした森林林業学習に取り組み、県民の森林環境についての理解促進を担った。

4 ふくしまの森林文化の復興

県内に受け継がれてきた森林文化を改めて見直し、現代生活に活かしていくため、地域に根ざした森林文化について調査を行い「ふくしま森まっぷ」上で公開したほか、県内3カ所で森林文化フォーラムを開催した。

【評価】3回にわたる森林文化フォーラムの開催による専門家を交えた討論や、インターネットを利用した森林情報の公開により、本県の森林の状況や郷土に伝わる森林に関する文化遺産等が紹介され、県民が改めて森林や森林文化の価値を考える契機となった。

5 市町村が行う森林づくりの推進

県民一人一人が参画する新たな森林づくりを効果的に進めるため、市町村が独自性を発揮して、創意工夫を凝らした森林整備や間伐材の利用事業を展開することができるよう、森林環境交付金制度を設け森林づくり等を推進している。

このうち、森林環境学習は、小中学校510校で実施され(全県774校の66%)、児童生徒の森林環境への理解促進や地域と学校の連携に貢献している。

また、地域提案重点事業は、56市町村で312件実施され、集落周辺や街道沿線の森林整備をはじめ、市町村有施設等の内装木質化などが実施された。

【評価】全国初の取り組みとなった市町村への森林環境交付金の創設により、市町村との連携のもと、児童等を対象とした森林環境教育や住民に身近な森林環境の整備などが行われ県民参画の森林づくりが実践されている。

6 森林環境の調査研究

森林整備による効果や木質ペレットの園芸施設への活用、ペレットストーブの研究開発等について調査研究が行われた。

【評価】森林整備の効果や木材利用の新技术について、将来に結びつく科学的な知見を得ることができた。また、ペレットなど新しい木質バイオマスエネルギー利用についての理解や関心が深まった。

7 森林環境基金の運営

森林環境税関連施策のPRを行うとともに、第三者機関が設置され事業採択の審査等が行われた。

【評価】森林環境税の意義や事業の内容について県民に一定の理解が得られたものの、

更に理解促進に努める必要がある。また、第三者機関により、年5回懇談会を開催し、森林環境税を財源とする事業に対する意見の聴取や評価などを行い、事業の実効性の確認や透明性が検証されていることは評価される。

以上のように、県民の理解と協力のもと平成18年度から導入された森林環境税により、森林の持つ公益的機能を発揮するための水源区域の間伐や木材の利用促進などを通じた森林環境の適正な保全と、森林を守り育てる県民意識の醸成が行われてきているが、こうした取り組みを、今後も続けることによって良好な森林環境を次世代に引き継ぐ必要がある。

さらに、近年の深刻化する地球温暖化が、自然環境の保全や食料生産にも悪影響を与えることが懸念されており、地球温暖化防止対策として、二酸化炭素を吸収する森林整備の促進や炭素を固定している木材の木造住宅への利用、及び化石燃料に代わる再生可能なエネルギーとしての木質バイオマスの有効活用など、森林資源を活用した低炭素社会づくりへの取り組みが強く求められている。また、本審議会が答申し、今年3月に策定された「福島県農林水産業振興計画 いきいき ふくしま農林水産業振興プラン」では、林業は、農山村地域を支える主要産業のひとつとして期待が寄せられ、森林の有する多面的機能の発揮や森林整備や木材の利用により環境と共生しながら持続的な発展を目指すこととされており、プラン実現に向けた対策が必要となっている。

第3 低炭素・循環型社会の実現にふさわしい次期対策の考え方

「環境先進県」を目指す本県にとって、重要な取り組みのひとつである森林環境の保全を進めるためには、森林と人との共生関係や、森・川・海にわたる地域間の絆を次世代に引き継いでいき、森林林業を支える農山村の活性化とともに、豊かな森林の恵みをこれからも享受できる低炭素・循環型社会の形成に力強く取り組んでいく必要がある。

このため、森林文化のくに・ふくしま県民憲章^(※1)に謳う「豊かな森林文化のくに・ふくしまの創造」の基本理念のもと、森林環境の適正な保全と森林を全ての県民で守り育てる意識の醸成によって、健全な森林を将来に引き継いでいくことができるよう、県民一人ひとりが森林づくりの重要性と果たすべき役割について改めて認識し、県民全体が森林環境税により支援する次のような取り組みを継続していくことが必要である。

1 森林環境の保全

(1) 森林環境の適正な保全

手入れが行き届かないため水源かん養など公益的機能の低下が懸念される森林については、引き続き適正な管理を推進する必要があると考える。

適切な再造林など持続可能な森林施業の促進により、将来にわたる安定的な森林環

境の保全を目指す取り組みや二酸化炭素吸収能力を重視した森林の整備を支援するなど、長期的な視点から森林環境を保全し、森林の公益的機能の維持増進を図る必要があると考える。

また、インターネットを利用した県民向けの情報サイト「ふくしま森まっぷ」や、森林資源の基本情報となる森林GISシステムにより、森林環境に関する各種情報の整備、運用等に努める必要があると考える。

(2) 森林資源の活用による低炭素社会づくり

森林において生産された木材を有効に活用するための基盤を整えるとともに、長期間にわたり炭素を固定する住宅等への木材の利用促進、さらには新しい分野での木質バイオマスの活用や取り組みを支援して、これまで利用されていなかった間伐材など未利用材を活用し、低炭素・循環型社会に貢献する必要があると考える。

(3) 市町村が行う森林づくり等の推進

住民に身近な里山の環境整備や地域における木材利用の促進のほか、農山村が有している森林資源や、伝えられてきた生活の知恵や技術を「強み」として捉え、都市との交流促進や6次産業化などの対策について、地域に密着している市町村と県との連携のもとに推進することにより、森林づくり等を通じ農山村の活性化を支援する必要があると考える。

2 森林を全ての県民で守り育てる意識の醸成

(1) 県民参画の推進

森林づくりに関心を持っている県民、さらには森林づくりの場所を提供する森林所有者等との橋渡しやネットワークを強化し、森林ボランティアなどの活動を持続的に行うとともに、社会貢献活動として新たに森林づくりに参加する企業団体等を支援するなどし、森林を県民全体で支える意識醸成に継続して取り組む必要があると考える。

また、青少年等を対象とする指導者を継続して育成するとともに、森林環境学習のためのフィールド等の整備、さらには林業体験や森林環境教育活動等を更に充実する必要があると考える。

(2) ふくしまの森林文化の継承

先人達が労働や暮らしを通じた森林との関わりのなかで育み、郷土に受け継がれてきた森林の文化や木の文化を、県民の財産として次世代に引き継いでいくための取り組みを進める必要があると考える。

(3) 森林環境の調査研究

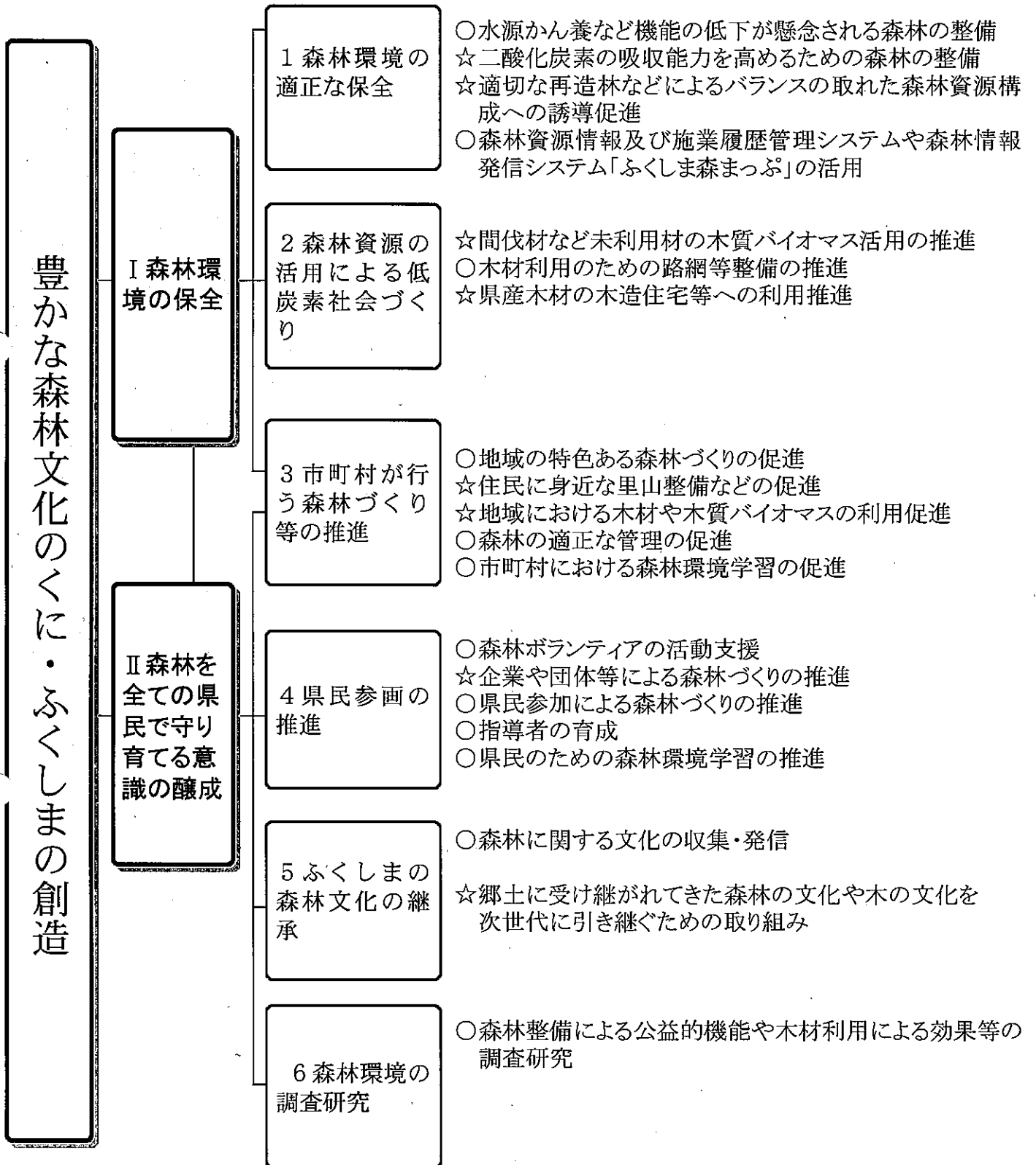
森林の整備による公益的な機能や木材利用によってもたらされる環境への効果等について県民の理解促進を図るため調査研究を進める必要があると考える。

図 低炭素・循環型社会の実現にふさわしい次期対策の考え方

《基本理念》 《基本目標》 《施策の方向》

《主な対策》

(☆は新たな視点)



第4 森林環境税による次期施策の提案

私たちは、豊かできれいな水を育み、二酸化炭素吸収源の要でもある森林を、「県民一人ひとりが参画する森林づくり」の取り組みによって守り育て、健全な状態で次の世代に引き継いでいかなければならない。

県が昨年行った県民アンケート調査によれば、平成23年度以降の森林環境税による取り組みについて、「現在のまま継続すべき」と「新たな取り組みを加えて継続すべき」との回答は合わせて91.6%^(※2)を占め、このうち、新たに加えるべき取り組みとしては、「地球温暖化対策対策としての水源区域に限定しない森林整備」との回答が82.8%を占めた。

また、市町村、団体等からの意見聴取では、回答のあった全てが、「現在のまま継続すべき」と「新たな取り組みを加えて継続すべき」との意見であった。さらに、県内7方部で行われたタウンミーティングでも、森林環境税の継続について積極的な意見が述べられた。

本審議会としては、取り組むべき次期対策の必要性と県民等の強い声をもとに、森林の公益的機能の恩恵を受けている全ての県民の理解と協力のもと森林環境税を継続し、森林環境の保全や森林を守り育てる県民意識の醸成などに取り組むため、次のような施策支援を平成23年度以降も行っていく必要があると考える。

1 実施期間

森林環境税制度の期間は、取り組むべき施策の規模や内容を勘案し、現行制度と同様に平成23年度から平成27年度の5年間とすることが適当と考える。

2 施策の内容及び事業規模

(森林環境の保全)

(1) 森林環境の適正な保全

- ① 飲料水の水源や二酸化炭素吸収源として重要な働きを担っている森林については、引き続き優先的に整備に取り組むことが求められていることから、荒廃のおそれのある森林を対象とする森林整備について、従来の「水源区域」に、水源かん養機能及び山地災害防止機能を発揮する区域を加えて対象範囲を拡大し、現行対策と同規模の事業を実施する必要がある。

森林整備(県10/10) 10,000ha 補助を活用する森林整備 5,000ha

- ② バランスの取れた林齢構成に誘導するため再造林を支援する。
- ③ 電子地図を活用した森林情報の発信及び森林資源情報システムの運用を継続する。

(2) 森林資源の活用による低炭素社会づくり

- ① 間伐材の搬出や路網整備を支援し、未利用材の木質バイオマス等の活用を促進する。
- ② 木質燃料資材を使うペレットストーブ等の導入を支援する。
- ③ 公的スペースの木質化、県産木材を利用した住宅等を支援する。

(3) 市町村が行う森林づくり等の推進

- ① 県民が強く要望する荒廃のおそれのある森林の整備を引き続き優先的に実施する必要があることから、市町村が行う事業については、現行と同程度の規模を基本とすることが適当である。
- ② 地域提案重点事業について、創意工夫により森林環境の改善が実施できるよう、里山等の広葉樹林再生や病害虫被害林跡地整備等も含め対象事業を拡充する。
- ③ 市町村基本事業について、国有林面積や山村地域などの状況に配慮した基礎額算定とする。

(森林を全ての県民で守り育てる意識の醸成)

(1) 県民参画の推進

- ① 森林ボランティアの総合的な対策を支援する。
- ② 森づくり指導者の計画的な育成を行う。
- ③ 森林環境学習の森の整備など森林環境学習を推進する。

(2) ふくしまの森林文化の継承

- ① 森林に関する文化の収集・発信を行う。
- ② 森林文化を継承する取り組みを支援する。

(3) 森林環境の調査研究

- ① 森林整備による公益的機能や木材利用による効果等を調査研究する。

(森林環境基金事業の運営)

- ① 第三者機関による事業に対する意見の聴取や評価等を引き続き行う。
- ② 森林環境基金事業について県民へ積極的に広報する。

表 施策の内容及び事業規模

区分	現行施策 ^(注1)		次期対策の施策		
	主な施策の内容	充当額(百万円)	主な対策	施策の内容	
森林環境の保全	(1)森林環境の適正な保全	飲料水取水源である「水源区域」の森林整備 森林整備(10/10) 9,000ha 補助を活用する森林整備 5,866ha 電子地図を活用した森林情報の発信及び森林資源情報システムの運用	3,217 (65.6%)	①水源かん養など機能の低下が懸念される森林の整備 ②二酸化炭素の吸収能力を高めるための森林の整備 ③適切な再造林などによるバランスの取れた森林資源構成への誘導促進 ④森林資源情報及び施業履歴管理システムや森林情報発信システム「ふくしま森まっぷ」の活用	・飲料水の水源や二酸化炭素吸収源として重要な働きを担っている森林については、引き続き優先的に整備に取り組むことが求められていることから、荒廃のおそれのある森林を対象とする森林整備について、従来の「水源区域」に、水源かん養機能及び山地災害防止機能を発揮する区域を加えて対象範囲を拡大し、現行対策と同規模の事業を実施する必要がある。 森林整備(10/10) 10,000ha 補助を活用する森林整備 5,000ha ・バランスの取れた林齢構成に誘導するため再造林を支援する。 ・電子地図を活用した森林情報の発信及び森林資源情報システムの運用を継続する。
	(2)森林資源の利用促進 →森林資源の活用による低炭素社会づくり	現行区分の「森林資源の利用促進」として、間伐材の搬出支援及びペレットストーブの利用を促進	280 (5.7%)	①間伐材など未利用材の木質バイオマス活用の推進 ②木材利用のための路網等整備の推進 ③県産木材の木造住宅等への利用推進	・間伐材の搬出や路網整備を支援し、未利用材の木質バイオマス等の活用を促進する。 ・木質燃料資材を使うペレットストーブ等の導入を支援する。 ・公的スペースの木質化、県産木材を利用した住宅等を支援する。
	(3)市町村が行う森林づくり等の推進	小学校等での森林環境学習等の推進、身近な施設の内装木質化や森林づくりなどを推進	1,173 (23.9%)	①地域の特色ある森林づくりの促進 ②住民に身近な里山整備などの促進 ③地域における木材や木質バイオマスの利用促進 ④森林の適正な管理の促進 ⑤市町村における森林環境学習の促進	・県民が強く要望する荒廃のおそれのある森林の整備を引き続き優先的に実施する必要があることから、市町村が行う事業については、現行と同程度の規模を基本とすることが適当である。 ・地域提案重点事業について、創意工夫により森林環境の改善が実施できるよう、里山等の広葉樹林再生や病害虫被害林跡地整備等も含め対象事業を拡充する。 ・市町村基本事業について、国有林面積や山村地域などの状況に配慮した基礎額算定とする。

区 分	現行施策 <small>(注1)</small>		次 期 対 策 の 施 策	
	主な施策の内容	充当額(百万円)	主な対策	施策の内容
2 森林環境基金の運用による森林環境の整備	(1) 県民参画の推進	森林ボランティア団体の活動支援や、もりの案内人等指導者の育成、森林環境学習のためのフィールド整備等 126 (2.6%)	①森林ボランティアの活動支援 ②企業や団体等による森林づくりの推進 ③県民参加による森林づくりの推進 ④指導者の育成 ⑤県民のための森林環境学習の推進	・森林ボランティアの総合的な対策を支援する。 ・森づくり指導者の計画的な育成を行う。 ・森林環境学習の森の整備など森林環境学習を推進する。
	(2) ふくしまの森林文化の継承	森林文化資料の収集・公開、森林文化フォーラムの開催 63 (1.3%)	①森林に関する文化の収集・発信 ②郷土に受け継がれてきた森林の文化や木の文化を次世代に引き継ぐための取り組み	・森林に関する文化の収集・発信を行う。 ・森林文化を継承する取り組みを支援する。
	(3) 森林環境の調査研究	水環境の変化等の調査、木質バイオマス活用策の検討など 22 (0.4%)	①森林整備による公益的機能や木材利用による効果等の調査研究	・森林整備による公益的機能や木材利用による効果等を調査研究する。
3 森林環境基金事業の運営	第三者機関による助言、森林環境税の理解促進、県民意見の収集など 25 (0.5%)	①事業の評価検討と透明性の確保 ②事業内容の積極的な広報	・第三者機関による事業に対する意見の聴取や評価等を引き続き行う。 ・森林環境基金事業について県民へ積極的に広報する。	
合 計		4,905 (100.0%)		

注1) 現行施策の実績及び「充当額」は平成22年度当初予算を含む実績見込みであり、第1回森林審議会資料のとおり。

(参考)

※1

森林文化のくに・ふくしま県民憲章

(前文)

ふくしまには豊かな森林、そして清流、湖沼、海、澄んだ空があります。

私たちは、遠い祖先のころから、森林に育まれた多くのいのちの一員として生きてきました。そして、森林に感謝し、畏(おそ)れ敬い、多彩な森林文化を育みながら、人や物を大切にす優しい心も深めてきました。

しかし、ときにこの感謝や畏(おそ)れ敬う気持ちを忘れ、母なる森林やそこに棲(す)む多くのいのちを傷つけることもしました。

今、私たちは、ふくしまの森林が未来も豊かであり続けるよう守り育て、その心を次世代に引き継ぐ責務があると考えます。

そのためには、私たち一人一人が、森林の恵みにより生活が支えられていることを理解し、森林づくりの大切さを考え、今できる身近なことから行動することが大切です。

私たち一人一人は、ここに、豊かな森林文化のくに・ふくしまを創ることを誓い、この憲章を制定します。

(本文)

わたしたちは、

- 1 森林を敬い、あらゆるいのちを尊びます。
- 2 森林にふれあい、心豊かに生きます。
- 3 森林の恵みに感謝し、活かします。
- 4 森林を守り育て、未来につながります。

※2 県民アンケート結果

現在のまま継続すべき	54.4%	} 計91.6%
新たな取り組みを加え継続すべき	37.2%	
継続すべきでない	4.6%	
無記入	3.8%	